

第 11 号議案

神戸文化ホール条例の一部を改正する条例の件

神戸文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸文化ホール条例の一部を改正する条例

神戸文化ホール条例（昭和48年 4 月条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(位置)</p> <p>第 2 条 神戸文化ホールの位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本館 <u>神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(施設)</p> <p>第 3 条 神戸文化ホールの本館に施設として大ホール、<u>BE K O B E スタジオ</u>、リハーサル室、<u>練習室 A</u>、<u>練習室 B</u>、<u>ギャラリー</u>、<u>ホワイエ</u>及びロビーその他の便益施設を、練習場に</p>	<p>(位置)</p> <p>第 2 条 神戸文化ホールの位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本館 <u>神戸市中央区楠町 4 丁目 2 番 2 号</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(施設)</p> <p>第 3 条 神戸文化ホールの本館に施設として大ホール、<u>中ホール</u>、リハーサル室、<u>多目的室</u>、<u>特別控室</u>及びロビーその他の便益施設を、練習場に施設として練習室 1、練習室 2、練習室 3</p>

施設として練習室 1、練習室 2、練習室 3、練習室 4、練習室 5 及びロビーその他の便益施設を置く。

3、練習室 4、練習室 5 及びロビーその他の便益施設を置く。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第7条関係）
 (1) 第3条の施設（ロビーその他の便益施設を除く。）の利用料金

施設 の 名 称	利用料金(単位 円)						
	使用時間 使用区分	午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後6 時から午 後10時ま で)	午前・午 後 (午前9 時から午 後5時ま で)	午後・夜 間 (午後1 時から午 後10時ま で)	終日 (午前9 時から午 後10時ま で)
大ホ ール	平日	<u>77,000</u>	<u>155,000</u>	<u>215,000</u>	<u>225,000</u>	<u>341,000</u>	<u>384,000</u>
	土曜日、 日曜日及 び休日	<u>151,000</u>	<u>225,000</u>	<u>276,000</u>	<u>351,000</u>	<u>451,000</u>	<u>501,000</u>
B E K O B E スタ ジオ	平日	<u>19,000</u>	<u>38,000</u>	<u>53,000</u>	<u>56,000</u>	<u>84,000</u>	<u>95,000</u>
	土曜日、 日曜日及 び休日	<u>28,000</u>	<u>56,000</u>	<u>78,000</u>	<u>83,000</u>	<u>124,000</u>	<u>141,000</u>
リハ ーサ ル室	練習に使 用する とき。	<u>5,200</u>	<u>10,100</u>	<u>14,200</u>	<u>14,600</u>	<u>22,400</u>	<u>25,500</u>
	練習以外 に使用 するとき。	<u>10,300</u>	<u>20,300</u>	<u>28,300</u>	<u>29,100</u>	<u>44,600</u>	<u>51,000</u>

改正前

別表（第7条関係）
 (1) 大ホール、中ホール、リハーサル室、多目的室、特別控室及び練習室の利用料金

施設 の 名 称	利用料金(単位 円)						
	使用時間 使用区分	午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後4時30 分まで)	夜間 (午後5 時30分か ら午後10 時まで)	午前・午 後 (午前9 時から午 後4時30 分まで)	午後・夜 間 (午後1 時から午 後10時ま で)	終日 (午前9 時から午 後10時ま で)
大ホ ール	平日	<u>59,000</u>	<u>119,000</u>	<u>165,000</u>	<u>173,000</u>	<u>262,000</u>	<u>295,000</u>
	土曜日、 日曜日及 び休日	<u>116,000</u>	<u>173,000</u>	<u>212,000</u>	<u>270,000</u>	<u>347,000</u>	<u>385,000</u>
中ホ ール	平日	<u>29,000</u>	<u>59,000</u>	<u>85,000</u>	<u>86,000</u>	<u>131,000</u>	<u>147,000</u>
	土曜日、 日曜日及 び休日	<u>58,000</u>	<u>87,000</u>	<u>106,000</u>	<u>133,000</u>	<u>173,000</u>	<u>193,000</u>
リハ ーサ ル室	練習に使 用する とき。	<u>4,000</u>	<u>7,800</u>	<u>10,900</u>	<u>11,200</u>	<u>17,200</u>	<u>19,600</u>
	練習以外 に使用 するとき。	<u>7,900</u>	<u>15,600</u>	<u>21,800</u>	<u>22,400</u>	<u>34,300</u>	<u>39,200</u>

練習室 A	練習に使用するとき。	1 時間につき 600
	練習以外に使用するとき。	1 時間につき 1,200
練習室 B	練習に使用するとき。	1 時間につき 700
	練習以外に使用するとき。	1 時間につき 1,300
練習室 1	練習に使用するとき。	1 時間につき 1,800
	練習以外に使用するとき。	1 時間につき 3,500
練習室 2	練習に使用するとき。	1 時間につき 500
	練習以外に使用するとき。	1 時間につき 900
練習室 3	練習に使用するとき。	1 時間につき 400
	練習以外	1 時間につき 700

多目的室		5,900	12,000	12,000	13,200	16,700	21,600
特別控室		1,800	3,600	3,600	4,000	5,100	6,600
練習室 1	練習に使用するとき。	3,000	5,800	8,200	8,400	12,900	14,800
	練習以外に使用するとき。	6,000	11,600	16,400	16,800	25,800	29,600
練習室 2	練習に使用するとき。	1,100	1,500	2,100	1,900	3,000	4,000
	練習以外に使用するとき。	2,200	3,000	4,200	3,800	6,000	8,000
練習室 3	練習に使用するとき。	900	1,200	1,500	1,400	2,400	3,000
	練習以外	1,800	2,400	3,000	2,800	4,800	6,000

	に使用する るとき。	
練習 室 4	練習に使 用すると き。	1 時間につき 600
	練習以外 に使用す るとき。	1 時間につき 1,300
練習 室 5	練習に使 用すると き。	1 時間につき 900
	練習以外 に使用す るとき。	1 時間につき 1,700
ギャ ラリ ー、 ホワ イエ	単独使用 のとき。	1 平方メートルあたり 1 時間につき 8

備考

- 1 使用者が大ホールを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場者から最高額 3,000円 を超え、5,000円 以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 200パーセント
 - (2) 入場者から最高額 5,000円 を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 280パーセント

	に使用する るとき。						
練習 室 4	練習に使 用すると き。	1,400	2,200	2,700	2,500	4,100	5,300
	練習以外 に使用す るとき。	2,800	4,400	5,400	5,000	8,200	10,600
練習 室 5	練習に使 用すると き。	1,900	3,000	3,800	3,600	5,600	7,200
	練習以外 に使用す るとき。	3,800	6,000	7,600	7,200	11,200	14,400

備考

- 1 使用者が大ホール又は中ホールを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場者から最高額 1,000円 を超え、2,000円 以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 150パーセント
 - (2) 入場者から最高額 2,000円 を超え、5,000円 以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 200パーセント
 - (3) 入場者から最高額 5,000円 を超える入場料金又はこれに類する金

(3)～(5) [略]

2 使用者がBE K O B Eスタジオを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 入場者から最高額3,000円を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 150パーセント

(2) 営業又は宣伝を目的として使用するとき。 150パーセント

(3) 練習のため使用するとき。 60パーセント

(4) 準備、撤去その他これらに類する作業のため使用するとき。 40パーセント

3 使用者がギャラリー又はホワイエを単独使用する場合において、営業又は宣伝を目的として使用するときの利用料金の額は、この表に規定する額に280パーセントを乗じて得た額とする。

4 許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

(1) 大ホール 36,000円

(2) BE K O B Eスタジオ 9,000円

(3) リハーサル室 4,000円

(4) ギャラリー又はホワイエ 1平方メートルにつき 10円

5 [略]

(2) 附属設備の利用料金

1 設備 1 回につき 100,000円

員を徴収するとき。 250パーセント

(4)～(6) [略]

2 許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

(1) 大ホール 28,000円

(2) 中ホール 14,000円

(3) リハーサル室 2,900円

(4) 多目的室 1,600円

(5) 特別控室 500円

3 [略]

(2) 附属設備の利用料金

1 設備 1 回につき 33,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和10年4月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1号の改正規定（練習室1、練習室2、練習室3、練習室4及び練習室5の項を改める部分に限る。） 令和9年4月1日

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定、許可、利用料金の収受及びその他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

神戸文化ホールを移転し、移転後の神戸文化ホールにおける利用料金を定める等に当たり、条例を改正する必要があるため。